

R7 淀川本川河川保全利用委員会 結果報告

日 時： 令和 7 年 10 月 15 日(水) 14 時 00 分～16 時 00 分

場 所： 中央流域センター

(淀川河川事務所 枚方出張所内)

参加者数： 委員 6 名、占用者 17 名、一般傍聴者 2 名、
河川管理者 3 名、事務局 4 名



会議の様子

議事内容

1) これまでの会議の報告

- ①令和 7 年度 連絡調整会議の報告
- ②令和 7 年度 占用者説明会の報告

2) 公園等の占用期間について

3) 令和 7 年度審議対象案件の審議

4) とりまとめ

5) その他



会議の様子

出席者

	委員名	所属・役職	備考	出欠
委員	森本 幸裕	京都大学 名誉教授（農学） 公益財団法人 京都市都市緑化協会 理事長	委員長	○
	中川 一	京都大学 名誉教授（工学）	副委員長	○
	黒坂 則子	同志社大学 法学部 教授		○ (Web)
	澤木 昌典	大阪大学 名誉教授（工学）		○
	松本 恭幸	公益財団法人 大阪府スポーツ協会 事務局長		○
行政委員	大阪府環境農林水産部みどり推進室 みどり企画課 課長			○
	大阪府都市整備部 公園課 課長			×

2. 現地視察

委員会開催に先立ち、現地を視察した。

現地視察先	占用者
No. 10 河川敷グラウンド(自然広場)	大阪市 東淀川区 保健福祉センター
No. 71 淀川河川敷十三エリア	大阪市 淀川区 政策企画課
No. 9 運動場	学校法人常翔学園
No. 12 淀川河川敷グラウンド	枚方市 スポーツ振興課



No. 10 河川敷グラウンド(自然広場)



No. 71 淀川河川敷十三エリア



No. 9 運動場



No. 12 淀川河川敷グラウンド

3. これまでの会議の報告

今年度実施した、「連絡調整会議」、「占用者説明会」の内容について報告した。連絡調整会議においては、「占用担当部局のみでなく、環境部局、教育部局など、関連する複数の部署で情報を共有し、河川敷の占用地の適正な保全、利用を連携して努めていただきたい。」「近年、水辺のにぎわい創出を目的としたかわまちづくり計画が推進されつつあるが、自然保全との共生、ネイチャーポジティブの考えを取り入れることが重要である。」といった報告があった。

4. 公園等の占用期間について

- ・今年度から河川敷占用許可準則に則り、占用期間は原則 10 年とするよう近畿地方整備局より指示があった。
- ・しかし、占用許可に合わせて 10 年ごとに河川保全利用委員会での審議にすると占用地の適切な利用状況確認など、これまでのチェック機能が不十分となる恐れがある。そのため、占用許可期間とは一致しないが、5 年程度を目安に委員会で中間審議の報告を定期的に求めることとする。
- ・なぜ今年度からなのか?
⇒河川保全利用委員会を実施しているのは淀川水系の 3 事務所のみである。ある事務所の会議で占用期間の要望が出され、近畿地方整備局で審議した結果、当該方針となった。
- ・今後、ランク分けの意味はなくなるのか?
⇒占用期間は原則として同じ 10 年となるが、これからもランク A、C それぞれに応じて審議していく方向である。
- ・「原則 10 年」とあるがこれに外れるものは?
⇒管理状況に著しく不備等があるものについては、期間を短くする判断もあり得る。

5. 令和 7 年度審議対象案件の審議

令和 7 年度審議対象の 7 件について審議した。審議対象案件に対する委員会意見は次のとおりである（審議順）。

■No. 10 河川敷グラウンド（自然広場）（大阪市 東淀川区 保健福祉センター、ランク A）

- ・占用範囲外ではあるが、占用地近くにゴミ箱、吸い殻入れが見受けられたので撤去されたい。
- ・清掃活動の紹介はあったが、環境学習に関する取り組みはされているか?
⇒清掃活動の中で河川レンジャーとともに環境意識向上のためのオリエンテーションなどの取り組みをしている。

- ・大阪府でもネイチャーポジティブの取り組みを全域で進めている。河川敷の特性を生かして、さらに踏み込んだ取り組みを進められたい。
- ・資料には望ましい環境利用が書かれており、これに基づいた取り組みがなされるとよい。
- ・指針案には良い事例が掲載されているので参考にされたい。
⇒清掃活動後に環境省の推進委員から環境についてのお話もいただいている
- ・河川敷をスポーツレクリエーションの場として提供していただきたい。
- ・利用者数を見ると伸びが見られない。特定の利用者と考えられる。
- ・市の広域避難場所になっているようだが現地で表示がなかったように思う。1つぐらい看板があつてもよいとおもうので検討されたい。
⇒当該場所には無いが、他のところに表示板は設置されている。
- ・ランク A を継続、占用期間は最長 10 年で河川管理者が判断するものとし、5 年程度を目安に中間審議を行うこととする。

■No. 71 淀川河川敷十三エリア（大阪市 淀川区 政策企画課、ランク A）

- ・環境教育について、この場の特性を生かしてこれからも取り組まれたい。
⇒来年度から本格的に取り組む。今年度は試験的に少人数で、小学校低学年を対象に実施した。
- ・カヤネズミについて看板を設置する予定とのことだが、どのような内容を予定しているか?
⇒保護生物がいるため進入を制限するような内容を予定している。
- ・希少な野生生物であるのでぜひ強調してもらいたい。
- ・環境委員会で指摘を受けているが情報は共有されているか?
⇒昨年度のスクリーニング委員会(現地視察)に占用者も同行し、情報を共有している。
- ・カヤネズミの対策等について、専門家に相談をされたほうがよいので検討されたい。
⇒今後、前向きに検討したい。
- ・専門家を招いた環境学習は今後もうまく展開されることを期待する。
- ・今回は中間審議ということで了承する。2年後に改めて審議を行う。

■No. 9 運動場（常翔学園）（学校法人常翔学園、ランク A）

- ・地方公共団体以外で占用を許可している事例はほかにもあるのか?
⇒全国事例については把握していないが、グラウンド以外の占用事例はある。基準制定以前からの許可となっており、個別に判断していくしかないと考えている。
- ・事情は理解できるが、今後どのようにしていくべきか検討していく必要があると思う。
⇒常翔学園については現地状況を見ても適正に管理されており、河川管理者としては今後も占用を許可していく方向で考えている。
- ・過去の審議では「堤内地への転換」なども指摘されていたようだ。占用者も代替地の検討をされていた記憶がある。
- ・チェックリストにも代替地検討の項目があるので、委員会の前提としては「権利を認める」ことでは矛盾しているのではないか。
- ・チェックリストについては前回意見をベースにするのではなく、占用者のセルフチェックの意味も込めてすべて埋めてもらうようにしたほうが良い。
- ・広義の環境（ゴミ、たばこなど）への問題はないか?
⇒授業、課外活動での利用がメインなので、学園内の利用の際は注意している。なお、一般利用者の利用で問題が発生した実績はない。
- ・外来魚駆除釣り作戦などは興味深い。ぜひ継続されたい。
⇒今後も継続をしていく方向で考えている。
- ・資料内に「啓蒙」の文字があるので「啓発」に置き換えられたい。
- ・グラウンドとしてきちんと整備されているように感じた。生物多様性の観点からは、できるだけ自然に近い状態を残してもらえるとよい。

- ・農薬は利用していないか?
⇒除草はしているが、農薬は使用していない。
- ・前回指摘から、代替地の検討については進んでいないのか?
⇒近隣に良い不動産物件が出てこないこともあり、現状では難しい。
- ・ほかの学校ではスクールバスで遠隔地まで行っている例もある。将来的には「川は川に戻す」方向で考えていかなければならない。
⇒大学では枚方キャンパスも利用している。
- ・大阪にとって重要な環境資源である淀川に大きな負荷をかけていることは理解いただいていると思う。自然環境を別の場で再生していくように貢献していくことも考えなければならない。幅広く経営の視点で考えていってもらいたい。
- ・ランク A を継続、占用期間は特殊事例のため最長 5 年で河川管理者が判断するものとし、5 年後をめどに審議を行うこととする。

■No. 12 淀川河川敷グラウンド（枚方市 スポーツ振興課、ランク A）

- ・グラウンド周辺に自然が残されていてよい。
- ・環境学習会も実施されているとのことでよい。外来植物の駆除などもよいが、生物多様性の理解の推進に向け、河川レンジャーなどと協働で進められたい。
- ・グラウンドの横にクリの木があった。環境学習の際に紹介するなどの取り組みをされるとよい。
- ・過去に樹木銘板の設置を検討されたいという意見もあった。
⇒現状で取り組みはできていない。今後、植物をはじめ動物の紹介なども検討していきたい。
- ・混雑しすぎずに上手に利用されているようだ。
⇒土日は抽選になっているが、平日は込み合っていない。
- ・ランク A を継続、占用期間は最長 10 年で河川管理者が判断するものとし、5 年程度を目安に中間審議を行うこととする。

■No. 1 伝法北公園（大阪市 建設局管財課、ランク C）

- ・サクラについては、クビアカツヤカミキリの対策について、専門家に診てもらうなど留意されたい。
- ・占用範囲について図や写真で明示されるとわかりやすい。
- ・ランク C を継続、占用期間は最長 10 年で河川管理者が判断するものとし、これまで同様 5 年ごとに審議を行うこととする。

■No. 2 淀川公園（大阪市 建設局管財課、ランク C）

- ・こちらにもサクラがあったと思うので、前述の施設同様の対策を行われたい。
- ・ランク C を継続、占用期間は最長 10 年で河川管理者が判断するものとし、これまで同様 5 年ごとに審議を行うこととする。

■No. 8 公園城北緑道（大阪市 建設局管財課、ランク C）

- ・こちらにもサクラがあったと思うので、前述の施設同様の対策を行われたい。
- ・前回意見にも対応いただいているようなので継続されたい。
- ・ランク C を継続、占用期間は最長 10 年で河川管理者が判断するものとし、これまで同様 5 年ごとに審議を行うこととする。

6. 一般傍聴者からの意見聴取

- ・一般傍聴者からの意見なし。

7. その他

- ・なし

以上